

出雲市監査委員告示 第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成27年5月14日に、出雲市長から平成26年度 財政援助団体等監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年（2015） 5月26日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 5 7 号

平成27年(2015)5月14日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成26年度財政援助団体等監査に係る改善措置について（通知）

平成26年（2014）10月23日付け監査第81号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

平成26年度財政援助団体等監査に対する改善措置の状況

監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
26	H26.10.23	監査第81号	財政援助団体等監査	三洋興産株式会社、出雲市都市建設部都市計画課、健康福祉部高齢者福祉課	<p>【三洋興産株式会社への要望】</p> <p>1 指定管理業務と自主事業の区分について 指定管理者は、指定管理業務と自主事業とを明確に区分され、それぞれの収支予算書、収支決算書を作成することにより、指定管理業務を行うにあたっての「適正な指定管理料」の把握に努められたい。</p>	<p>今回の監査時にそれぞれの収支予算書、収支決算書の提出を求めました。 以後もそれぞれの書類提出を求めることとしています。</p>	都市建設部	都市計画課
26	H26.10.23	監査第81号	財政援助団体等監査	三洋興産株式会社、出雲市都市建設部都市計画課、健康福祉部高齢者福祉課	<p>【都市計画課への要望】</p> <p>1 指定管理料の算定根拠について 指定管理者から提出された収支報告は指定管理業務だけでなく自主事業の収支も含んだもので作成されており、市所管課がこの報告によって、適正な指定管理料を把握することは難しいと思われる。実際に、指定管理者からこの度の監査執行にあたり、指定管理業務と自主事業を区分した収支報告を提出させたところ、自主事業の収益で指定管理業務の赤字部分を補っている実態が見受けられた。今後適正な指定管理料について把握するために、指定管理業務と自主事業とを区分した収支予算書、収支決算書を指定管理者から提出させ明確な根拠のもと指定管理料を算定されたい。</p>	<p>平成23年度に指定管理者を募集しており、その際、公園の管理運営に関する収支予算書では、自主事業(自販機収入)をその他収入として指定管理事業内で活用する提案でした。赤字補てんとは考えておりません。 平成28年度の指定管理更新時には、公園にかかる必要な経費を積算するとともに利用料金制としての収入を適切に見込み指定管理料を算定することとしています。</p>	都市建設部	都市計画課